

○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

川崎区あんしんセンター
 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3
 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階
 福祉パルかわさき内
 電話：245-1144 FAX：211-8741

幸区あんしんセンター
 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5
 さいわい健康福祉プラザ
 福祉パルさいわい内
 電話：556-5082 FAX：556-5577

中原区あんしんセンター
 〒211-0067 中原区今井上町1-34
 和田ビル 1 階
 福祉パルなかはら内
 電話：722-6122 FAX：711-1260

高津区あんしんセンター
 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10
 てくのかわさき 3 階
 福祉パルたかつ内
 電話：812-5833 FAX：812-3549

宮前区あんしんセンター
 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10
 宮崎台ガーデンオフィス 4 階
 福祉パルみやまえ内
 電話：856-5788 FAX：852-4955

多摩区あんしんセンター
 〒214-0014 多摩区登戸 1891
 第 3 井出ビル 3 階
 福祉パルたま内
 電話：933-2411 FAX：911-8119

麻生区あんしんセンター
 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2
 新百合 21 ビル 1 階
 福祉パルあさお内
 電話：952-5711 FAX：952-1424

社協イメージキャラクター ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5
 川崎市総合福祉センター6 階
 電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738

E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp



あんしんセンター便り

令和 7 年 6 月
第 1 2 号

終活とは②？



詳細は中面を
ご覧ください！

川崎市社協キャラクター
ななふく

終活とは、生きている間に自分自身や家族、友人、社会などのために、終末期や自分の死後のことを考えて計画し、準備することで、自分らしい最期を迎えるための取り組みです。前号では終活を特集し、社協で行っている死後事務の支援「未来あんしんサポート事業」を紹介しました。

今号では生前の委任契約や任意後見制度、死後事務委任契約や遺言作成など、人生の終末期に備えたさまざまな支援について、司法書士の先生に解説してもらいました。また、それらの支援を活用した事例もご紹介いただきましたので、ぜひご覧ください。

未来あんしんサポート事業は、こちらの二次元コードからご覧いただけます。



<https://csw-kawasaki.or.jp/senior-info/end-of-life/>

成年後見制度シンポジウム 開催報告



2月22日(土)に成年後見制度シンポジウムを川崎市総合自治会館で開催しました。川崎市と横浜家庭裁判所による事業説明や、制度についての基調講演の他、専門職後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士)による座談会や相談会等を行いました。

座談会や相談会では、より身近に専門職後見人と対話することができ、参加された方の満足度も高かったようです。



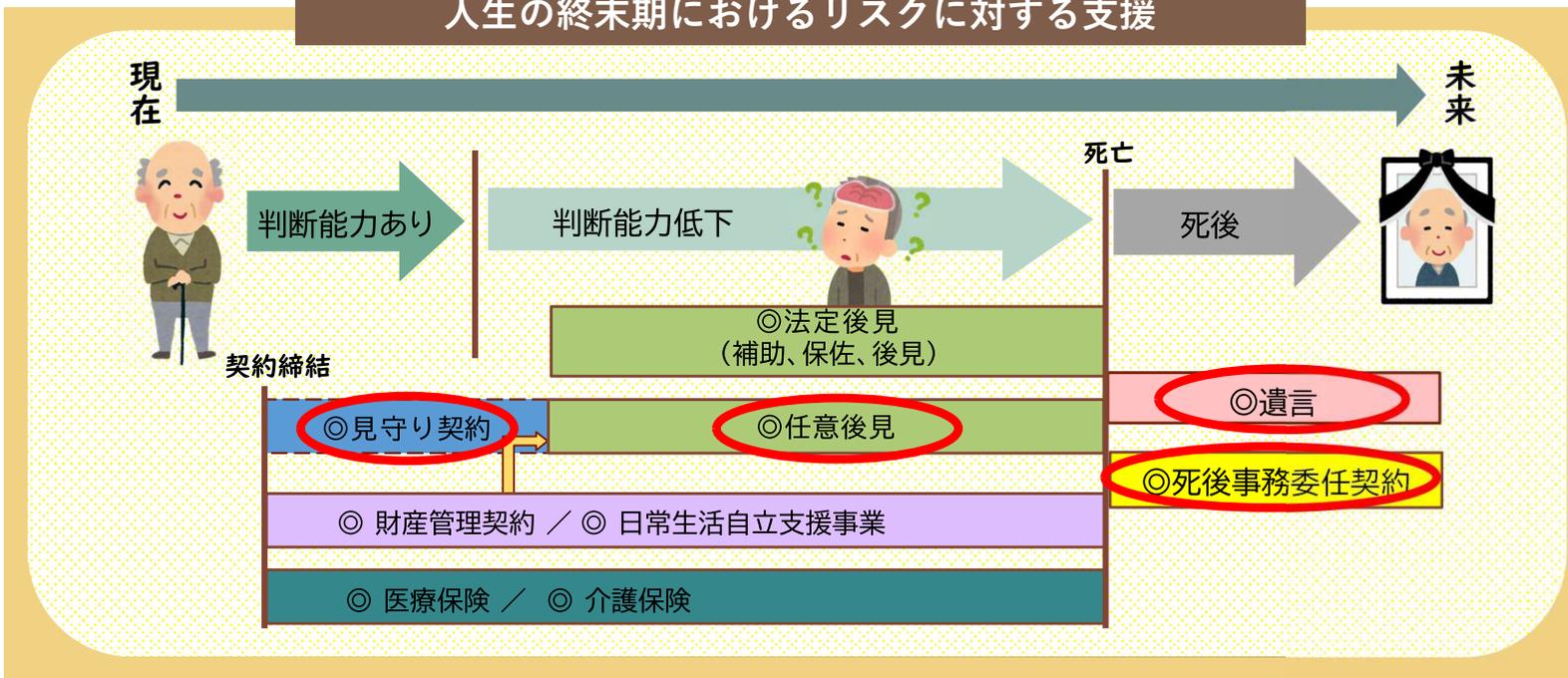
市民向け成年後見制度研修報告

3月5日(水)、市民向けの成年後見制度研修(会場とオンラインの同時開催)を開催し、36名の方にご参加いただきました。講師の本間弁護士から、任意後見をメインに幅広くお話いただきました。

質疑応答『あなたの質問に弁護士がお答えします』コーナーでは、1人ひとりの質問に丁寧に説明いただき、また今後も同様に開催してほしい、という声を多くいただきました。



人生の終末期におけるリスクに対する支援



事例

七十代のご夫婦で子どもはいません。夫の母親（姑）を介護し看取りましたが、夫の兄弟とは姑の介護方針を巡って意見の食い違いがあり、姑の死後、疎遠になっています。

健康診断で夫に初期のがんが見つかり、夫は自分が亡くなった後のことを考え、妻と共に相談に来ました。夫婦は、司法書士（受任者）と見守り契約、任意後見契約、死後事務委任契約を締結し、夫婦が互いに全財産を相続させる旨の公正証書遺言も作成しました。

見守り契約とは..

見守り契約は、契約の受任者が定期的な連絡を通じて、ご本人（契約の対象者）の認知機能の変化を見守り、判断能力が低下した場合に、任意後見契約を発効させるかどうかを見極める契約です。定期的な連絡は、月に一度の電話連絡や、また数ヶ月に一度の自宅訪問などの方法で行います。連絡の方法や頻度は、契約で定めることができます。見守り契約は、任意後見契約や、死後事務委任契約と併せて契約します。

任意後見制度とは..

将来、判断能力が低下しても自分らしく生きることができるよう、ご本人がお元気なうちに、自分で選んだ人と任意後見契約を締結して、将来に備えておく契約です。認知症の症状が出るなど、理解力や判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申立てを行うと任意後見監督人が選任され、任意後見契約が発効し、任意後見人はあらかじめ頼んでいた契約内容に基づいて支援します。

死後事務委任契約とは..

ご本人が亡くなった後の葬儀や納骨、年金事務所などの公的機関への届出、電気や水道などの各種契約の解除など、死後に行う事務手続を、あらかじめ頼んでおく契約です。ご本人が亡くなったことを連絡してほしい関係者や連絡する時期、葬儀にかかる費用などを取り決めておくことができます。

遺言とは..

遺言は、ご本人が亡くなった後、自分の財産をどのようにするかを決めておく制度です。相続財産を誰に相続させるかなどを指定することができます。遺言書がないと、相続人が全員で話し合って決めることになります。遺言書には、大きく分けると公証役場で公証人に相談して作成してもらう「公正証書遺言」と、自分で作成する「自筆証書遺言」があります。「自筆証書遺言」は要件をみたしていないと無効になるので、注意が必要です。

見守り契約中は、医療保険制度や入院の手続きなど分からないことを、司法書士との面会時に相談することができました。夫は、任意後見契約を締結してから二年後に任意後見契約の効力は生じないまま、がん闘病の末に亡くなりました。公正証書遺言を作成したおかげで、妻は夫の兄弟の関与なく、相続手続をすることができました。また、死後事務委任契約通りに、葬儀、納骨や官公庁への届け出などを司法書士が行いました。

夫亡き後、妻は自宅でしばらく一人暮らしをしていましたが、物忘れなどの認知症の症状が見られ始めました。司法書士は妻の判断能力が低下したと判断し、妻の意向を聞いた上で、家庭裁判所に任意後見監督人の選任手続を申立てしました。任意後見監督人が選任され、任意後見契約が発効しました。現在、妻は任意後見人の司法書士による財産管理や身上保護の支援を受けて入所した施設で生活しています。

自分が今できることは何か、
年に一度考えてみませんか。

